

茨城県・常総市 避難所と仮設・公営住宅への同伴避難の要望

全国動物ネットワーク

■要望

平成27年9月の関東・東北豪雨による茨城県内被災地の避難所・公営住宅・仮設住宅に、ペット同居可能な建物を1棟でもご準備ください。

■理由

東日本大震災では、避難所の多くで動物の入居が受け入れられなかったことから、動物を被災地に残して避難した人々が多く、動物は餓死や溺死で命を落とし、または放浪・繁殖し、冬を越えられず衰弱死しました。ともに避難した方も、動物の受入施設がなく置き場に困り、経済的・環境的に飼育不能となり、手放す人も見られました。

2013年に改正された動物愛護法の付帯決議10項には、「東日本大震災の経験を踏まえて、動物愛護推進計画に加えて地域防災計画にも明記するよう都道府県に働きかけること」とあり、実際に2015年改訂の茨城県地域防災計画第三章第五節第十「愛玩動物の保護対策」には、「県は避難所に飼い主が愛玩動物と同行避難できるよう市町村と協力して必要な措置を講じるとともに被災した愛玩動物の保護に努める」「市町村は自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を入れられるよう配慮する」、「県は関係機関と協働して適正飼養の支援に努める」と明記されています。

しかしながら、常総市も茨城県も、動物との同行避難・同伴避難が可能な避難所及び仮設住宅・公営住宅を1棟も準備していません。

動物愛護法では終生飼養も謳われ、遺棄は罰金100万円以下の犯罪です。環境省も殺処分を減らそうと動いている今、被災者による犬猫の遺棄やネグレクトを推進するようなこの度の茨城県・常総市におけるペットに関する施策は、ぜひ改められなければなりません。

■ 私たちの意見

日本国憲法第15条第2項にもあるように、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」

従って、市や県には、動物を好まない住民だけでなく、動物が好きな住民の幸福をも考える責務があり、

仮設住宅や避難所でのペット飼育を一律に禁ずることは、同条項に反する。

仮設住宅等でのペットの飼育を禁ずる市や県は、

ペットを守るため仮設住宅等に入所しないという選択をする避難者を、どのように守るつもりなのか。

ペット可のアパートの家賃全額を負担するのか。或いは負担しないつもりなのか。

前者の場合、多額の出費に対して住民から苦情が出るであろうし、後者の場合、生活に困窮する避難者が出ることは明らかである。

市や県が一律に「ペット不可」とする目的は、鳴き声や糞尿等による住民間のトラブルや、汚れ・破損の防止であろうが、それらはいずれも、住み分けやルールの設定によって解決可能である。

即ち、マンションでも「ペット可」と「不可」があるように、仮設住宅でも「ペット可」と「不可」の棟を分け、適切かつ詳細な飼育のルールを定めればよいだけの話である。

市や県には、動物を好まない住民にも配慮しつつ、動物が好きな住民の幸福をも実現できるよう、最善の道を模索すべき法的義務がある。

その義務を尽くさず、安易に、仮設住宅等でのペット飼育を一律に禁止することは、職務の怠慢を越えて違法というべきである。